

国民体育大会馬術競技規程

改定 令和5年4月1日

1. ブロック大会開催手続き

- ① ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会実施要項を関係都道府県馬術連盟宛に申し込み締め切りの一か月前迄に送付すること。
- ② ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の参加料を徴収することができる。
- ③ ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の終了後、速やかに出場権獲得状況、大会成績、大会実施要項を日本馬術連盟に提出すること。

2. 登録

- ① 馬匹は、ブロック大会または本大会の各参加申込書作成時点において、日本馬術連盟に乗馬登録料を納入し申請書類が受理され、登録の手続きが完了していること。
- ② ブロック大会参加都道府県馬術連盟は、ブロック大会参加申込締切日までに（公財）日本スポーツ協会国民体育大会参加申込システムにて参加申込を行うこと。なお、本大会にはブロック大会に参加申込を行った選手および予備登録選手以外は登録できない。
- ③ 監督あるいは選手の参加申し込みに際しては、都道府県馬術連盟の責任において調査確認し、都道府県体育協会承認の上、書類を指定された部署に提出すること。

3. 少年について

- ① 少年は、監督にはなれない。
- ② 少年種別は、男女を問わない。

4. ホースマネージャー

- ① 選手を兼ねないホースマネージャーの参加資格は、総則5における監督と同じ要件とする。
ただし、（公財）日本スポーツ協会の指導者資格の有無は問わない。
- ② 選手を兼ねるホースマネージャーの参加資格は、総則5における選手と同じ要件とする。
- ③ ホースマネージャーで登録した者は、原則として開催地が準備したホースマネージャー宿舎を利用すること。

5. 予備馬

- ① 予備馬は入既できない。
- ② 予備馬と交代する場合、交代する馬とは別の馬と競技種目を分割して配分することはできない。

6. 参加の制限について

- ① 本大会参加人馬実数の1都道府県最大限とは、少年団体障害飛越競技に割り振られた選手数および馬匹数を含む数をいう。
- ② 全種目を通じての選手の出場は、合計2種目とする（団体障害飛越競技およびリレー競技は除外）。
※組み合わせの例
 - ・ 団体障害飛越（団体） + リレー（団体） + 標準障害飛越（個人） = 可
 - ・ トップスコア（個人） + リレー（団体） + ダービー競技（個人） = 可
 - ・ 馬場馬術（個人） + トップスコア（個人） + リレー（団体） + 団体障害飛越（団体） = 不可
- ③ 団体競技に出場する都道府県が、個人競技用に5頭以上の枠を得てエントリーする場合は、団体競技用の馬匹が内国産馬であっても、別途に内国産馬を1頭以上含まなければならない。

7. 適用規程

- ① 日本馬術連盟競技会規程最新版（以下 JEF 規程と称す）を適用する。
- ② JEF 規程に記載がない場合は、本規程が優先する。
- ③ JEF 規程に記載されているものであっても、本規程で除外する場合は、本規程が優先する。

8. 障害飛越競技

- ① JEF 規程を適用する。
- ② 着用が義務づけられている固定式顎紐付き防護帽は、3 点以上が固定されているものであること。
なお、練習場においても同様とする。
- ③ JEF 規程第 238 条 2.2 で実施する競技では、第 1 位が同点の場合、ジャンプオフを 1 回実施する。
なお、ジャンプオフで同減点・同タイムとなった場合は、同順位とする。

9. 馬場馬術競技

- ① JEF 規程を適用する。
- ② 実施課目は以下の通りとする。
成 年：FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009（2022 年更新版）
JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目（2022 年更新版）
少 年：FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009（2022 年更新版）
FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006（2009 年改定・2022 年更新版）
- ③ 参加馬の年齢および体高については制限しない。

10. 国体総合馬術競技

- ① JEF 規程を適用し、馬場馬術及び障害飛越は減点法とする。
- ② 馬場馬術の実施課目は、FEI 総合馬術競技 3 スター-2021 馬場馬術課目 B とする。
- ③ 同点の扱い：
最終の成績が同点の場合は、障害飛越の減点が少ない者を上位とする。障害飛越でも同点の場合は、障害飛越における所要タイムが早い者を上位とする。さらに、同じ場合は、馬場馬術競技における総合観察点の合計が高い者を上位とする。総合観察点の合計まで同点となった場合は同順位とする。
- ④ 服装及び馬装については、JEF 規程を適用する。

11. 標準障害飛越競技・国体大障害飛越競技

- ① JEF 規程第 238 条 2.2 を適用する。
- ② 採点は、JEF 規程基準 A を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。

12. 二段階障害飛越競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 A を適用する。
- ② 第一段階は、7 個以内の障害物とし、第二段階は、5 個以内の障害物とする。
- ③ 順位の決定は、第 274 条 1.5.3（第二段階目の減点と走行時間）による。同減点・同タイムの場合は、全走行時間の早い者を上位とする。
- ④ 第一段階で走行を終了した競技者の順位は、第一段階における減点と走行時間により決定し、第二段階まで走行した競技者の下位とする。

13. リレー競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。
- ② チーム 2 名で競技場に入場し、コースの前半を走行する第 1 競技者と後半を走行する第 2 競技者に分かれ、スタートラインからフィニッシュラインまでを走行する。
- ③ 第 1 競技者が前半最後の障害物を飛越し、着地した時点で第 2 競技者へ交代できるものとする。
- ④ 指定された障害間以外で交代した場合は、失権とする。
- ⑤ 時間は、第 1 競技者がスタートラインを通過し、第 2 競技者がフィニッシュラインを通過するまでを計測する。
- ⑥ 順位の決定は、総タイムの少ないチームを上位とする。なお、総タイムが同じ場合は同順位とする。
- ⑦ いずれかの選手が落馬した場合は、チームの失権となる。
- ⑧ チームとして 2 回目の不従順で失権とする。
- ⑨ 後半の選手がゴールした時点で制限時間を超えた場合は、チームの失権となる。

14. ダービー競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 A を適用する。
- ② JEF 規程第 277 条に準じて実施する。なお、距離については当該年度の国体馬術競技実施要項に記載された距離により実施する。
- ③ 順位決定方法は、減点と走行時間により決定する。なお、1 位の減点が同じ場合のみ、ジャンプオフを 1 回行う。
- ④ 服装は、障害飛越競技の服装とする。

15. トップスコア競技

- ① JEF 規程第 270 条を適用する。
- ② 規定時間の終了を知らせるためのベルを鳴らす。規定時間を終了した競技者は、フィニッシュラインを通過すること。その際の通過する方向は問わない。ただし、フィニッシュラインを通過せずに退場した競技者は、失権となる。
- ③ 最高得点を得た競技者が優勝者となる。同点の場合は、スタートラインからフィニッシュラインまでの時間の早い競技者を上位とする。なお、得点と時間が同じ場合は、JEF 規程第 270 条 11 項のジャンプオフを適用せず同順位とする。

16. 団体障害飛越競技

- ① 競技は、各チーム 2 名によるトーナメント方式とし、各チームが 1 頭の馬匹を提供して行う。馬匹を提供した団体の選手が前段で騎乗する。
- ② 勝敗は、総減点が少ない団体を勝者とする。
- ③ 同点の場合は、次の順で勝敗を決定する。
 - ア. すべての選手の所要時間合計が少ない団体。
 - イ. 減点 0 の選手が多い団体。
 - ウ. 最小減点者（同点の場合は時計の早い者）が所属する団体。
 - エ. 失権者が少ない団体。
 - オ. 以上でも決しない場合は、抽選により決定する。
- ④ 失権者の減点算出は下記による。
 - ア. 失権者の所要時間は、失権に至るまでの所要時間に係わらず当該コースの制限時間をその選手の所要時間とする。
 - イ. 失権となった時点において残障害があった場合は、残障害 1 個について 20 点の減点を加算する。残障害とは、一度も飛越を試みない障害をさし、コンビネーション障害は、構成物の A、B、C それぞれを 1 個の障害として計上する。

- ウ. 飛越を試みた障害で失権した場合は、その障害に 10 点の減点を加算する。
 - エ. 失権に至るまでの過失点を加算する。
 - オ. 前段（自馬）で失権となった場合は、200 点の減点を加算する。
 - カ. 失権となった選手に次の失権点を加算する。

・スタートライン通過前に失権となった場合	60 点
・スタートライン通過後フィニッシュライン到達までの間に失権となった場合	40 点
・フィニッシュライン通過後に失権となった場合	20 点
 - キ. スタートライン通過前に落馬した場合は、当該競技に出場することはできず、失権として扱い、60 点の減点を加算する。
- ⑤ 競技中の人馬に故障が生じた場合の処置は次による。
- ア. 選手に競技続行不能の故障が生じた場合は失権とする。また、出番表発表後に選手が出場不能になった場合についても失権とする。
 - イ. 馬匹に故障が生じた場合は次による。
 - ・前段の選手が、馬匹に故障を与え、後段の選手が競技できなくなった場合は、前段の選手の減点に、さらに 200 点の減点を加算し、後段の選手は当該対戦競技の最低減点者と同じ減点とする。
 - ・後段の選手が、馬匹に故障を与え走行不能となった場合は、その時点で失権とし、失権者としての減点を算出し、さらに前段の選手の減点に 200 点の減点を加算する。採点は、FEI 規程基準 A を適用する。
- ⑥ 後段に騎乗する選手は、準備運動で 2 回の飛越が許されるが、呼び出されたら直ちに入場すること。なお、準備運動において、拒止あるいは逃避が累計 2 回となった場合は、飛越 1 回分として扱う。
- ⑦ 勝敗が確定した場合でも対戦する最終競技者は走行する。

17. スピードアンドハンディネス

- ① 障害物の個数は 12 個以内とする。
- ② 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。
- ③ JEF 規程第 263 条を適用する。
- ④ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。

18. 六段障害飛越競技

- ① JEF 規程第 262 条 1 及び 3 を適用する。ただし、1.4 項および 1.5 項は適用しない。
- ② スタートの合図後の 45 秒は計測せず、掲示もしない。
- ③ スタートライン通過後から第 1 障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害物の通過までに 45 秒以上かかった場合は、失権とする（JEF 規程第 241 条 3.3,3.4,3.5 を適用）
- ④ ジャンプオフにおける順位付けは次のとおりとする。
 1. 完走した選手
 2. 失権となった選手
 3. 正当な理由でコース走行中に棄権した選手
 4. 入場後、スタートの合図の前に落馬した選手
 5. 以下に示す選手（同順位）
 - ・競技場審判団の許可を得てジャンプオフへの出場を辞退した選手
 - ・正当な理由なしにコース走行中に棄権した選手
 - ・意図的に失権となるような行動をとった選手
 6. 無過失でフィニッシュラインを通過した後に落馬した選手は次のジャンプオフを失権とし、許可を得て次のジャンプオフへの出場を辞退した選手と同順位とする。

19. 鞍下ゼッケン

鞍下ゼッケンには、県名及び県マーク以外の表示はできない。

20. アンチ・ドーピング

- ① 国民体育大会ドーピングコントロール規程に則り、競技会内外において薬物検査が実施され馬術競技参加選手が検査対象となることがある。
- ② 参加馬匹に関し、競技会場において薬物検査を実施する場合がある。
- ③ 陽性結果が出た場合は、(公財)日本スポーツ協会の規程により成績の剥奪及び順位の繰上げ等の措置がとられる。なお、馬匹についても同様の措置を準用する。
- ④ 競技内外とは、本大会の参加申し込み後から大会終了後までの期間を指す。

21. 逆標旗での飛越

- ① 障害の練習において、障害物を逆標旗で飛越した場合は、その都度罰則金として 50,000 円を徴収する。
- ② 徴収した罰則金は、オリンピック協賛金とする。

22. 欠場後の再出場

監督会議終了後に欠場届を提出し、受理された者あるいは馬匹が、その後の競技に出場可能となった場合は、監督名にて競技運営委員長宛文書を総務委員に提出しなければならない。なお、疾病が理由により欠場した場合については、医師あるいは獣医師の競技参加可能である旨の証明書を添付すること。

23. 落馬後の再出場

練習場を含み、落馬した選手が再騎乗する場合は、いかなる場合でも救護医師の診断を受けなければならない。

落馬した当日における再騎乗の可否については、医師の説明を受け監督と自己の責任において決定する。選手が未成年の場合は、選手の保護者^{*}と監督責任のある者の判断に基づく。

なお、審判長、チーフスチュワードは、状況により騎乗を控えるよう助言することができる。

また、審判長が再騎乗を認めない場合もある。

^{*} 保護者が臨場していない場合は監督が委任状を携行していること。

24. 上訴委員

任 務

1. 国民体育大会においては上訴委員会を設置する。委員長とメンバー 2 名は、競技会期間中、即ちその管轄期間を通していつでも対応できる状況になければならない。競技場審判団に提出された抗議が保留となっている場合は、この問題に関する競技場審判団の決定が発表されてから 1 時間が経過するまで、上訴委員会は対応できる状態になければならず、またその管轄権が及ぶ範囲となる。
2. 上訴委員会は以下の事例を扱うものとする。
 2. 1 JEF 競技会規程第 130 条 2 項に定めるものを除く、競技場審判団の下した決定に対する上訴。この場合は上訴委員会の決定が最終のものとなる。
 2. 2 競技場審判団から上訴委員会に付託された抗議、および競技場審判団の権限を超えた事例すべて
3. 獣医療に関わる事例で相応と思われる場合は、競技会の獣医師団長をアドバイザーとして要請しなければならない。

4. 上訴委員会は以下の制裁を科することができる。：
 4. 1 警告；
 4. 2 200,000 円までの罰金-JEF へ支払うこと；
 4. 3 一競技あるいは競技会全体から1頭、あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 違反が重大と思われる場合は競技、あるいは競技会全体から1頭もしくは複数頭の馬を即時失格処分とし、(司法委員会への付託のため) JEF 理事長に委託する。

5. 上訴委員会は以下の事例について、司法委員会への付託のため JEF 理事長へ報告するものとする：
 5. 1 その権限を超えた事例
 5. 2 本条2項に該当し、上訴委員会が科すことのできる制裁よりも厳しいものが相応しいと思われる事例

上 訴

一般原則

1. 規程に基づき上訴機関が受理可能な範囲で(下記2項参照)、定款、諸規程、本競技会規程のもとで権限のあるすべての個人/団体によって下されたすべての決定について、正当な利害のあるいかなる個人/団体も上訴することができる。
 - (a) 競技場審判団が下した決定に対しては、上訴委員に上訴することができる。
 - (b) 本競技会規程に特段の定めのある場合を除き、上訴委員の決定に対しては、JSAA に上訴することができる。JSAA に上訴する個人/団体は、その旨 JEF および開催県・市町村実行委員会に報告する。

上訴の受理

2. 以下の上訴は認められない。
 - (a) JEF 競技会規程第 130 条2項で述べたようなケースにおいては、競技場審判団の決定に対して上訴することができない。
 - (b) 競技場審判団の決定について、司法委員会に上訴した結果、司法委員会が下した決定には最終的なものであり上訴することができない。

競技場審判団の決定に対する上訴の手続き

3. 競技場審判団が抗議に対して下した決定を上訴委員に上訴する場合には、競技場審判団の決定が発表されてから1時間以内に書面で行うものとする。

保証金

4. 上訴が受理されるために、保証金50,000円を上訴委員を通じてJEFに支払わなければならない。